## (仮称)大分市自治基本条例 条文案(調整案1)

目次	・各章の順番は、この流れで良いか。
前文	イメージとしては、「市民・執行機関・
第1章 総則(第1条 第4条) 第1章 総則(第1条	第4条) 議会」の役割や責務を述べた後に、行政
第2章 市民(第5条・第6条) 第2章 市民(第5条・	第6条) が取り組む内容(市政運営) 市民と市
第3章 執行機関及び議会(第7条 第12条) 第3章 執行機関及び議	議会(第7条 第12条) が共に取り組む内容(市民参画及びまち
第4章 市政運営(第13条 第28条) 第4章 市政運営(第15	3条 第28条) づくり)とした(他都市においても同じ
第5章 市民参画及びまちづくり(第29条 第36条) 第5章 市民参画及びま	きちづくり (第29条 第36条) 流れ)。
第6章 連携及び交流(第37条) 第6章 連携及び交流(	(第37条) 第6章から第8章については、市政運
第 7 章 多文化共生 (第 38 条 ) <del>第 7 章 多文化共生 (第</del>	<del>営38条)</del> 営部会から別章立てとされた内容であ
第8章 環境及び景観(第39条) <del>第8章 環境及び景観(</del>	<del>〔第 39 条〕</del> るため、取り敢えず後段に位置付けた。
第9章 条例の位置付け(第40条) 第9章 条例の位置付け	サ(第40条) 第9章は、各部会に属さない最高規範
附則	性についての内容であるため、他都市の
	例により最後の章とした。
	・各章の名称は、これで良いか。
	理念部分を一般的にならって「総則」
	としたほかは、基本的に各部会の名称を
	タイトルとした。
	第5章は、部会名には市民参加として
	いるが、条文の内容が参画となっている
	ことから「市民参画及びまちづくり」と
	∪ <i>†</i> ∈。
	第6章から第8章は、市政運営部会案
	を参考に全体の表記にあわせた。
	第9章は、最高規範性とする都市もあ
	るが、本市における本条例の位置付けを
	謳ったことから「条例の位置付け」とし
	<i>た</i> 。
理念部会 〈前文〉 〈前文〉	・理念部会で検討中
わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海であるわたしたち大分市民は、	緑豊かな山々、豊饒の海である
豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を 豊後水道と別府湾、清らか	で水量豊富な大分川と大野川を
持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。 持つ、この美しく住みよい	Nまち大分市を愛してNます。
大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化 大分市は古くは豊後の国	国の国府が置かれた歴史と文化
の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展 の香りあふれるまちであり	0、今も産業集積都市として発展
を続ける東九州の中心都市です。 を続ける東九州の中心都市	ってす。
わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人のわたしたちは十六世紀に	に国際交流都市を築いた先人の
<b>  偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、こ   偉業を誇りとし、わたした</b>	- ち一人ひとりの生きた証が、こ
のまちの輝かしい未来につながることを信じています。 のまちの輝かしい未来につ	つながることを信じています。
わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福なわたしたち大分市民は、	豊かな自然環境と平和で幸福な
暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継暮らしを、わたしたちの子	<sup>そ</sup> どもや孫の世代に確実に引き継
いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最 いでいくための道しるべと	こして、本市の在り方を定める最
高規範である(仮称)大分市自治基本条例を制定します。 高規範である(仮称)大分	合市自治基本条例を制定します。
<第1章 総則> <第1章 総則>	・「自治」と「まちづくり」の使い分けを
(目的)	どうするか。
第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基 第1条 この条例は、本市	「における自治の基本理念及び基 条文全体を見渡したときに、「自治」
本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機 本原則を明らかにすると	こともに、市民、議会及び執行機 としている箇所と「まちづくり」として
関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定関の役割並びに協働による	よるまちづくりの基本方針を定 いる箇所が混在している。
めることにより、市民主体による自治の実現を図ること めることにより、市民主	体による自治の実現を図ること (目的)では、一行目で「自治の基本
を目的とする。	理念」となっているが、(基本理念)で
	は、「まちづくりの基本理念」となって
	いる。
	・理念部会で検討中

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	(定義)	(定義)	・「自治」又は「まちづくり」の定義をす
	第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに	第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに	るか。あるいは、逐条解説に記載するこ
	該当するものをいう。	該当するものをいう。	とで説明するか。
	ア 市内に住所を有する者	ア 市内に住所を有する者	「自治」と「まちづくり」がどちらか
	イ 市内に通勤し、又は通学する者	イ 市内に通勤し、又は通学する者	に統一できる場合は、定義の必要はない
	ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その	ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その	と思うが、混在させる場合は定義又は解
	他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)	他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)	説する必要があるのでは。
	2 この条例において「協働」とは、市民、議会、行政が	2 この条例において「協働」とは、市民、議会、行政が	・「市」、「市長等」又は「執行機関」の定
	各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決	各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決	義が必要であると思われる。
	に取り組むことをいう。	に取り組むことをいう。	定義することで、各条文の主語が確定
			できる。
	(基本理念)	(基本理念)	・基本理念と以降の条文の主旨があってい
	第3条 本市は次に掲げる事項を、まちづくりの基本理念	第3条 本市は次に掲げる事項を、まちづくりの基本理念	るか。
	とする。	とする。	
	(1)幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり	(1)幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり	
	(2)市民主権のまちづくり	(2)市民主権のまちづくり	
	(3)協働のまちづくり	(3)協働のまちづくり	
	(基本原則)	(基本原則)	・以降の条文が基本原則の主旨にあってい
	第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を原則としてまち	第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を原則としてまち	るか。
	づくりを進めるものとする。	づくりを進めるものとする。	・「市」には、議会を含むと考えて良いか。
	(1)市民総参加の原則	(1)市民総参加の原則	(「市」についての定義をおく必要がある
	全ての市民がまちづくりに参加すること	全ての市民がまちづくりに参加すること	か。) または、第3条の「本市」と主語を
	(2)情報共有の原則	(2)情報共有の原則	統一する必要はないか。
	市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、	市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、	
	行政が共有すること	行政が共有すること	
	(3)平等と機会均等の原則	(3)平等と機会均等の原則	
	全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづく	全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづく	
	りに参加できる機会を有すること	りに参加できる機会を有すること	
市民部会	<第2章 市民>	<第2章 市民>	
	(市民の権利)	(市民の権利)	
	第5条 市民は、安心で安全かつ快適な生活を求めていく	第5条 市民は、安心で安全かつ快適な生活を求めていく	
	権利を有する。	権利を有する。	
	2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。	2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。	
	3 市民は、まちづくりに参画することができる。子ども	3 市民は、まちづくりに参画することができる。子ども	
	も年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができ	も年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができ	
	<b>3</b> .	<b>ర</b> .	
	4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を	4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を	
	求めることができる。	求めることができる。	
	5 子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環	5 子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環	
	境を求めることができる。	境を求めることができる。	
	1		

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	(市民の責務)	(市民の責務)	・「自治」と「まちづくり」が混在してい
		第6条 市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を負う。 (1)まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。 (2)互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに取り組むよう努めること。 (3)地域コミュニティへの参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。 (4)まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。 (5)行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。 2 【市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。】	る。     (基本理念)では、「まちづくりの基本理念」としているが、ここでは、「自治の基本理念」となっている。     また、第1項本文と各号で「自治」と
執行機関・議会部会	(市の基本的役割)	ものとする。  〈第3章 執行機関及び議会> (市の基本的役割) 第7条 市長等(市長その他の執行機関をいう。)は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。  ② 市長等は、基本構想及び基本計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。  ③ 市長等は、市民主体のまちづくりを推進するために必要な条例等の制定改廃を適切に行うものとする。	<ul> <li>・第7条第1項は、&lt;第4章 市政運営&gt; (市政運営の基本)第13条第1項と内容が同じである。(第13条第1項を統合)</li> <li>・第2項は、&lt;第4章 市政運営&gt;(市政運営&gt;(市政運営の基本)第13条第2項と内容がほぼ同じである。(第13条第2項を統合)また、第14条との関係はどうか。</li> <li>・第3項は、&lt;第4章 市政運営&gt;(政策法務)第26条第2項と内容がほぼ同じである。(第26条第2項に統合)</li> </ul>
	(市長の基本的役割) 第8条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。 (市長の責務) 第9条 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。 2 市長は、最小の経費で効果を挙げるため、効率的な市政運営を行うよう努めなければならない。 3 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。 4 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。	(市長の基本的役割) 第8条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、 事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、 市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。 (市長の責務) 第9条 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。 2 市長は、最小の経費で効果を挙げるため、効率的な市政運営を行うよう努めなければならない。 3 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。 4 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。	・第9条第3項は、<第4章 市政運営> (市民提案)第24条第2項及び<第5章 市民参画及びまちづくり>(情報共 有及び説明責任)第34条第2項と内容 がほぼ同じである。(第34条第2項を統 合)

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	(執行機関の責務) 第 10 条 執行機関は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めなければならない。 2 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮するように努めなければならない。 3 執行機関は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。	の提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めなければならない。  2 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮するように努めなければならない。  3 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければなら	・第 10 条の主語について 「執行機関」には、「市長」も含まれると思うが、「市長」との関係をどうするか。(「市長等」と表現する方が、分かりやすいのではないか。) いずれにしても主語の定義が必要である。 ・第 4 項として、第 28 条(人材育成)を、移動してはどうか。 (第 28 条は、具体的な取り組みというより、執行機関の責務として捉えられるのではないかと考えられるため。)
	(職員の責務) 第 11 条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ 誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。 3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適正に対応しなければならない。	に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。  2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。  3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又	
	(議会の基本的役割等) 第 12 条 検討中	(議会の基本的役割等) 第 12 条 検討中	・議会に関する条文の検討 「議会基本条例に定めるところによる」という主旨の一文では足りないとしたときに、議会基本条例の要点を抽出した項目を謳うか、あるいは議会基本条例の前文の部分を更に要約した内容を謳うか。
市政運営部会	(市政運営の基本) 第 13 条 市(執行機関)は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 2 市(執行機関)は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。 (総合計画) 第 14 条 市(市長)は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市(市長)は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。	合計画を策定するものとする。	・第 13 条第 1 項は、〈第 3 章 執行機関及び議会〉(市の基本的役割)第 7 条第 1 項と内容が同じである。(第 7 条第 1 項に統合)・第 2 項は、〈第 3 章 執行機関及び議会〉(市の基本的役割)第 7 条第 2 項と内容がほぼ同じである。(第 7 条第 2 項に統合)・自治法上は、基本構想は「市」が定めることとなっているが、策定過程で市民参加の機会を確保するのは「市長」であるとするのが適当ではないか。
	(行政評価) 第 15 条 市(執行機関)は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。 2 市(執行機関)は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。		

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	(外部監査)	(外部監査)	
	第 16 条 市(執行機関)は、適正で、効果的かつ効率的	第 16 条 市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保	
	な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施	するため、外部機関による監査の実施を求めることができ	
	を求めることができる。	<b>వ</b> 。	
	2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続につ	2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続について	
	いては、別に条例で定める。	は、別に条例で定める。	
	(情報公開)	(情報公開)	
	第 17 条 市(執行機関)は、市政に関して市民に説明す	第 17 条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果た	
	る責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信	すとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、	
	頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が	別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開す	
	保有する情報を公開するものとする。	るものとする。	
	(個人情報の保護)	(個人情報の保護)	
	第 18 条 市(執行機関)は、個人の権利利益の保護及び	第 18 条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な	
	市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるとこ	運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保	
	ろにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うもの	有する個人情報を適正に取り扱うものとする。	
	とする。		
	(行政手続)	(行政手続)	
	第 19 条 市(執行機関)は、行政運営における公正の確	第 19 条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の	
	保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところ	向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行	
	により、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通	政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかに	
	する事項を明らかにするものとする。	するものとする。	
	(条例の制定等の手続)	(条例の制定等の手続)	
		第 20 条 市長は、市政運営に関する重要な条例を立案しよう	
		とするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映さ	
	市民の意見を反映させるように努めなければならない。	せるように努めなければならない。	
	(法令遵守等)	(法令遵守等)	
	第 21 条 市(執行機関)は、法令遵守の推進及び倫理の	第 21 条 市長等は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公	
	保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条	正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところ	
	例で定めるところにより、必要な体制を整備するものと	により、必要な体制を整備するものとする。	
	する。	, D. T. V. Z. W. V.	
	(財政運営)	(財政運営)	
	第 22 条 市(執行機関)は、中期的な財政見通しのもと	第 22 条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成	
	に予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努め	するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならな 	第 2 項目 地子中海 2 第 2 4 2 名 8 2
	なければならない。 2 市(執行機関)は、毎年度の予算及び決算その他市の	い。	・第 2 項は、地方自治法第 243 条の 3 に同一規定があるため削除して良
	財政状況に関する情報を市民に公表しなければならな	************************************	いのではないか。
	別以外がに関する自我を中氏に公衣のなければならない。	1 <del>/1////</del>	vio claavin.
	V 1 <sub>0</sub>		
	(行政組織の編成)	(行政組織の編成)	
	第 23 条 市(執行機関)は、市民に分かりやすく、機動	第 23 条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的	
	的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成	な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うものとする。	
	を行うものとする。	2 市長等は、組織の横断的な調整を図るものとする。	
	2 市(執行機関)は、組織の横断的な調整を図るものと		
	する。		

担当部会	部会案		課題等
	(市民提案) 第 24 条 市(執行機関)は、市民の意見、提言等を市政 に反映させるための制度の拡充に努めなければならな い。 2 市(執行機関)は、政策の立案、実施、評価等の各段 階における情報を、市民に積極的に提供するものとす る。	(市民提案) 第 24 条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させる ための制度の拡充に努めなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情	・第 24 条第 2 項は、〈第 3 章 執行機関及び議会〉(市長の責務)第9条第 3 項及び〈第 5 章 市民参画及びまちづくり〉(情報共有及び説明責任)第 34 条第 1 項と内容がほぼ同じである。(第 34 条第 1 項を統合)
	(権利保護・苦情対応) 第 25 条 市(執行機関)は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。 2 市(執行機関)は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。	し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。  2 市長等は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認める	・第 25 条第 2 項は、 < 第 5 章 市民 参画及びまちづくり > (情報共有及 び説明責任)第 34 条第 3 項と内容 がほぼ同じである。(第 34 条第 3 項 を統合)
	(政策法務) 第 26 条 市(執行機関)は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。 2 市(執行機関)は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。	(政策法務) 第 26 条 市長等は、市の事務に関する法令の解釈に当たって は、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行う よう努めなければならない。 2 市長等は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行する	・第 26 条第 2 項は、〈第 3 章 執行機関及び議会〉(市の基本的役割)第 7 条第 3 項と主旨がほぼ同じである。(第 7 条第 3 項を統合)
	(危機管理体制の整備等) 第27条 市(市長)は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。 (人材の育成) 第28条 市(執行機関)は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。	(危機管理体制の整備等) 第 27 条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。  (人材の育成) 第 28 条 市(執行機関)は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。	・第 28 条 (人材育成) は、具体的な取り組みというより、執行機関の責務として捉えられるのではないかと考えられるため、第 1 0 条第 4 項へ移動してはどうか。
市民参加・まちづくり部会	〈第5章 市民参画及びまちづくり〉 (まちづくりへの市民参画) 第29条 市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。 2 市は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。	しなければならない。	・主語の確認 他都市では、「市長等」(執行機関) としているところもある。
	(市民協働の推進) 第30条 市民及び市は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、市民協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。 2 市は、市民協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。	互の理解と信頼のもとに、市民協働によるまちづくりに取り 組むよう努めなければならない。	・主語の確認 ここでの「市」とは、「市長等(執 行機関)及び議会」のことで良いか。

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	(附属機関等) 第 31 条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会などを設置するものとする。 2 市は、附属機関等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。 3 市は、附属機関等の会議の公開に関することは、別の定めによるものとする。	置するものとする。  2 市長等は、附属機関等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。	・主語の確認 他都市では、「市長等」(執行機関) としているところもある。
	(市民意見の聴取) 第32条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、市民から意見を公募する手続(以下「パブリックコメント手続」という。)を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。 2 市は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。 3 市は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。	という。)を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。  2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。  3 市長等は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会を通じ	・主語の確認 他都市では、「市長等」(執行機関) としているところもある。
	(住民投票) 第33条 市は、市政に関する重要な事項について、直接、 住民の意思を確認するため、住民投票を実施することが できるものとする。 2 市は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、 その結果を尊重しなければならない。 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに条例 で定めるものとする。	(住民投票) 第 33 条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。 2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。	・主語の確認  他都市では、「市長」としている ところもあるが、「市長等」(執行機 関)としているところもある。
	(情報共有及び説明責任) 第34条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。 2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。 3 市は、市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。	(情報共有及び説明責任) 第34条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。 2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。 3 市は、市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、連やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。	・第34条第1項は、<第3章 執行機関及び議会>(市長の責務)第9条第3項及び<第4章 市政運営>(市民提案)第24条第2項と内容がほぼ同じである。(第24条第2項に統合)・第2項は、第9条第3項に統合)・第3項は、<第4章 市政運営>(権利保護・苦情対応)第25条第2項と内容がほぼ同じである。(第25条第2項に統合)・第3項は、この項目として内容が合致しているか。・主語の確認ここでの「市」とは、「市長等」(執行機関)のことで良いか。
	(都市内分権) 第35条 市は、市民によるまちづくりの推進を図るため、 地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な 支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進 するものとする。	(都市内分権) 第35条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図るため、 地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援 を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するもの とする。	・主語の確認 ここでの「市」とは、「市長等」(執行機関)のことで良いか。

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
프크라즈	(地域コミュニティ) 第36条 市は、それぞれの地域に関係する市民によって構成される地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。 2 市は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。 3 市は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をす	(地域コミュニティ) 第36条 市長等は、それぞれの地域に関係する市民によって構成される地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。 2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。 3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするも	・主語の確認
\	るものとする。	のとする。	W. N. J.
市政運営部会	〈第6章 連携及び交流〉 第37条 市(執行機関及び議会)は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。 2 市(執行機関及び議会)は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。	<第6章 連携及び交流> 第37条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。 2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。	・独立した章としているが、これで良いか。 「連携及び交流」については、具体的政策というよりも課題解決やまちづくりのための方法・手段という側面があり、この条例に規定する余地はあるのではないか。 (残した場合、章をどうするか)
	〈第7章 多文化共生〉 第38条 市(市民、執行機関及び議会)は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。 〈第8章 環境及び景観〉 第39条 市(市民、執行機関及び議会)は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたま		・独立した章としているが、これで良いか。(個別政策的な要素が濃いため削除) (又は理念的に一条設けるか) ・独立した章としているが、これで良いか。(個別政策的な要素が濃いため削除)
	ちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものと する。	の推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。	(又は理念的に一条設けるか)
部会に属され事項(事務局案)	〈第9章 条例の位置付け〉 第40条 市民、執行機関及び議会は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 執行機関及び議会は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	〈第9章 条例の位置付け〉 第40条 市民、執行機関及び議会は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 執行機関及び議会は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	・第9章については、事務局において作成したので、検討が必要である。 ・主語の確認 第40条第1項は、本市のまちづくりの最高規範であることから、「市民、執行機関及び議会」と、全てを対象にしている。 第2項は、各種計画や条例等の制定等を行う際の規定であることから、「執行機関及び議会」としている。
	〈附則〉 (施行期日) 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。 (条例の見直し) 2 市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。	〈附則〉 (施行期日) 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。 (条例の見直し) 2 市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた 上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づ いて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。	・主語の確認     「市長」としているが、これで良いか。 ・他都市を参考に「5年を超えない期間ごとに」としたが、期間を設けることで良いか、また、期間を設ける場合は5年で良いか。